



令和 2 年 2 月 7 日  
大臣官房 技術調査課  
総合政策局 公共事業企画調整課  
国土技術政策総合研究所

## 令和 2 年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定 ～公共事業を円滑に進めるための環境整備に取り組みます～

国土交通省では、働き手の減少を上回る生産性の向上と担い手確保に向けた働き方改革を進めるため、建設現場の生産性向上を図る i-Construction の推進等に取り組んでいます。

昨年 6 月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律に則り、円滑な施工体制の確保や働き方改革、i-Construction の更なる推進に取り組める環境の充実等を図る観点から、最新の実態を踏まえ土木工事及び業務の積算基準等の改定を行います。

なお、これらの基準等は、全国の地方自治体にも情報提供することとしています。

### 【改定項目】

1. 円滑な施工体制の確保
2. 働き方改革に取り組める環境整備
3. i-Construction の更なる拡大
4. 改正品確法等を踏まえた積算基準の改定
5. 共通仕様書等の改定

※ 詳細は別紙のとおり

### 問い合わせ先

国土交通省 TEL：03-5253-8111(代表)

大臣官房技術調査課

TEL：03-5253-8221

FAX：03-5253-1536

(担当) 工事全般

事業評価・保全企画官

辛嶋 亨 (内線22353)

(担当) 土木工事共通仕様書等

課長補佐

谷口 昭一 (内線22352)

(担当) 業務全般

課長補佐

川尻 竜也 (内線22333)

(担当) 電気通信関係

企画専門官

小嶋 正一 (内線22364)

総合政策局公共事業企画調整課

TEL：03-5253-8286

FAX：03-5253-1556

(担当) 標準歩掛・機械等損料

課長補佐

矢野 公久 (内線24953)

(担当) ICT施工技術基準類

課長補佐

二瓶 正康 (内線24921)

(担当) 機械設備積算基準

課長補佐

田村 匡弘 (内線24943)

国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター社会資本システム研究室

TEL：029-864-2677

FAX：029-864-2547

(担当) 施工パッケージ型積算

主任研究官

北見 裕二

## 1. 円滑な施工体制の確保

### <工事>

#### (1) 現道上の工事における一般交通の影響を受ける工種区分の設定 R2.10.1適用

現道上の工事における一般交通の影響を特に受ける「電線共同溝工事」「道路維持工事」「舗装工事」「橋梁保線工事」について、実態を踏まえた新たな補正係数を設定する。

#### (2) 時間的制約を受ける積算方法の見直し R2.10.1適用

施工箇所が山間地等にあるため、工事に従事する者の現場への移動時間を考慮したときに、作業時間に制約を受ける場合の積算方法として、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」の適用範囲を拡大する。

#### ~~(3) 大規模災害における復興係数・復興歩掛（継続）~~

~~東日本大震災被災地（岩手県、宮城県、福島県）、熊本地震被災地（熊本県）及び平成30年7月豪雨被災地（広島県）における工事量の増大により資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下に伴う間接工事費の補正等について、施工実態を踏まえ令和2年度も継続する。~~

## 2. 働き方改革に取り組める環境整備

### <工事>

R2.5.1適用

#### (4) 週休2日の労務費、機械経費（賃料）、間接工事費の補正等

週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を改定する。

~~受注者希望方式における積算について、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした補正係数を見込む積算方法に見直す。~~

#### (5) 新たな労務単価の割増し R2.10.1適用

緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合の労務単価の割増しとして、休日割増を新たに導入する。

### <業務>

#### (6) 宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費の率化等 R2.10.1適用

実態を踏まえ、宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費の設定を改定する。

### 3. i-Construction の更なる拡大

#### <工事>

##### (7) ICT 施工における積算基準の拡充 R2.10.1適用

ICT 建機施工の機械経費に関して市場の単価を反映するとともに、ICT 施工に伴う出来高管理及びデータ納品に要する費用について、通常工事に比べ増加する分の補正係数を新たに設定する。

現場経費（外注経費等）の増加を踏まえ、ICT 活用工事に対して現場管理費の補正係数を新たに設定する。

##### (8) ICT 活用工事における小規模施工の積算対応 R2.10.1適用

現場条件により、標準の ICT 建機が現場に搬入できない、又は配置できない場合などは、見積りを活用するなど適正な予定価格の設定を行うことを明記する。

##### ~~(9) ICT 施工の新規工種に係わる積算要領について~~

~~ICTを取り入れた技術により生産性向上を図るため、「スラリー攪拌（ICT）」、「切削オバレイ工（ICT）」の積算基準を新設する。~~

#### <業務>

##### (10) ICT 活用業務の積算対応について R2.10.1適用

「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上する旨、設計業務等標準積算基準書に追記する。

### 4. 改正品確法等を踏まえた積算基準の改定

#### <工事>

##### (11) 工期と連動した間接工事費の設定 R2.10.1適用

一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で工期を延期した場合（天候要因等の場合）に増加する現場維持等に要する費用の積算方法を整備するとともに、増加費用の算定に用いる係数を実態に即して改定する。

##### (12) 除雪工における積算方法の改定 R2.10.1適用

施工実態調査の結果を踏まえ、道路除雪工の歩掛を先行して令和2年1月に改定した。

R2.5.1適用

##### (13) 労災補償に必要な保険契約における保険料の積算方法の検討

改正品確法において、労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映が法定化されたことを踏まえ、全工種区分の現場管理費率を改定する。

##### ~~(14) 墜落制止用器具（フルハーフ型）の原則化に伴う積算対応~~

~~改正安全衛生法関係法令が平成31年2月に施行され、墜落制止用器具は「フルハーフ型」を原則使用することになったため、実績変更により必要経費を計上する方~~

法を導入する。

**(15) 土木工事標準歩掛 R2.10.1適用**

土木工事標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定する。

1) 新規制定【1工種】

①トンネル補修工（ひび割れ補修工）

2) 日当たり施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種【13工種】

①仮橋仮栈橋工、②架設支保工、③ウェルポイント工、④コンクリート工（砂防）、⑤鋼製砂防工、⑥連続鉄筋コンクリート舗装工、⑦トンネル清掃工、⑧道路除雪工、⑨PC橋片持架設工、⑩トンネル工（NATM）（発破工法）、⑪トンネル工（NATM）（機械掘削工法）、⑫小断面トンネル工（NATM）、⑬トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）

**(16) 建設機械等損料算定表 R2.10.1適用**

実態調査を踏まえ、建設機械等損料算定表を改定する。

**(17) 施工パッケージ関係**

物価変動に関する標準単価の見直し等により、施工パッケージ歩掛を改定する。

1) 日当たり施工量、労務、資機材等を改定する工種【10工種】

①土工、②安定処理工、③基礎・裏込砕石工、④排水構造物工、⑤塵芥処理工、⑥土工（砂防）、⑦透水性アスファルト舗装工、⑧路側工（取外し）、⑨橋梁付属施設設置工、⑩スノーポール設置・撤去工

**(18) 電気通信編 R2.10.1適用**

電気通信に関する標準歩掛等は、実態調査の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種等を改定する。

1) 歩掛制定【2工種】

①照明灯プレキャスト基礎設置工、②デジタル陸上移動通信装置設置工

2) 撤去工事に関する歩掛改定【4工種】

①電気通信設備工事における一般事項（既設設備の撤去工事）、②空中線装置設置工、③固定型衛星通信用地球局設備設置工、④レーダ基地局装置設置工

3) 移設工事に関する機器管理費率の改定

機器管理費率の補正に「機器を移設する場合」を新設

4) 電気通信設備工事の日施工量の本基準化

**(19) 機械設備編 R2.10.1適用**

機械設備積算基準に関する標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、既存制定工種を改定する。

1) 歩掛等改定【3工種】

工事における河川用水門設備、揚排水ポンプ設備（除塵設備）、鋼製付属設備の輸

送費算定式。

2) 工事及び点検・整備業務の一般管理費率等の改定

## <業務>

### (20) 設計業務等標準歩掛 R2.10.1適用

道路設計標準歩掛について、実態調査を踏まえて改定する。

### (21) 電気通信施設設計業務積算基準 R2.10.1適用

電気通信関係の標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、更新設計時の補正係数及び新規歩掛（簡易CCTV設備、高規格道路及び自動車専用道管理設備）を追加する。

## 5. 共通仕様書等の改定

### ~~(22) 土木工事共通仕様書等~~

~~土木工事共通仕様書、施工管理基準、電気通信設備工事共通仕様書について、ICT技術の全面的な活用を推進するための基準策定並びに技術基準等との整合を図り、改定等を実施。~~

### ~~(23) 業務共通仕様書等~~

~~土木設計業務等共通仕様書、地質・土質調査業務共通仕様書、電気通信施設設計業務共通仕様書について、各種基準類の改定等を踏まえ一部改定する。~~

## スケジュール

- ~~○ 1. ～ 4. の改定内容（先行して改定した（12）を除く）については、令和2年4月1日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用する。  
ただし、令和2年3月1日から令和2年3月31日の間に入札書提出締切日が設定されるものについては、契約後に改定内容に基づき変更することができる。~~
- ~~○ 5. の改定内容については、令和2年4月1日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用する。~~